

基準の見直しについて

令和2年7月8日

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

基準の見直しについて

【基本的な考え方】

- 医療提供体制(431床)、PCR検査体制(550件/日)ともに充実してきており、さらに、第2波に備え、今後の感染拡大に十分に対応できる医療提供体制、PCR検査体制を拡充。
- 新しい生活様式の浸透や感染拡大予防ガイドラインの実施、接触確認アプリの運用開始等、感染拡大予防の取組が進展。
- これらの状況の変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じたよりきめ細やかな対応を図るため、基準を見直す。

【新たな基準の方向性】

- ① 「注意喚起基準」「警戒基準」「特別警戒基準」の三段階の基準とする。
- ② 基準は、感染拡大の兆候を捉える「新規陽性者数」「感染経路不明者数」と、医療体制のひっ迫度を示す「重症者病床使用率」を指標とする。
なお、新規陽性者数の増加傾向やPCR検査の陽性率も併せて確認する。
- ③ 対策内容は、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査及び医療体制の状況等を勘案し、総合的に判断する。

【想定される対策】

- ・「注意喚起基準」： 感染拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起
- ・「警戒基準」： 感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充 等
- ・「特別警戒基準」： 感染拡大防止のための行動制限を伴う対策 等

新たな基準

注意喚起基準

- ・新規陽性者2名以上かつ
- ・感染経路不明者1名以上

警戒基準

- ・新規陽性者5名以上※かつ
- ・感染経路不明者2名以上又は
- ・重症者病床使用率20%以上

※ 国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化

特別警戒基準

- ・新規陽性者20名以上又は
- ・重症者病床使用率40%以上

※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)

【留意点】

- ・「重症者」は、人工呼吸器又はECMOを使用中の者とする。
- ・新規陽性者数(感染経路不明者数含む。)は、直近7日間の移動平均値とする。
- ・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比1以上)や、PCR検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。
- ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。
- ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。

段階的対策

警戒レベル	注 意	警 戒	特別警戒
運用方針	感染拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	<p>専門家会議の助言等を踏まえ、感染状況等に 応じた対策を総合的に判断</p> <p>※10人／日(国が示した社会への協力要請を 行うべき基準:2.5人／10万人・週)に達した 場合は、さらに対策を強化</p>	<p>専門家会議の助言等を踏まえ、近隣府県とも 連携し、対策を総合的に判断</p> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を 判断(緊急事態宣言発令時等)</p>
想定される 対策	<p>① 感染防止の3つの基本(身体的距離 の確保、マスクの着用、手洗い)の徹 底や働き方の新しいスタイルの実践 等、新しい生活様式の実践</p> <p>② 感染拡大予防ガイドライン等に基づく 感染防止策の徹底を呼びかけ</p> <p>③ 府の緊急連絡サービス(こことろ)、国 の接触確認アプリ等の活用を呼びか け</p>	<p>① 新しい生活様式の徹底と、重症化リスクの ある方や社会福祉施設等の感染防止対策 の強化</p> <p>② 感染が発生した施設及び疑いのある施設の 利用者等への検査受診の呼びかけ、利用 時の注意喚起</p> <p>③ 感染が発生した業種及びイベント開催時に ガイドライン遵守と接触確認アプリ等の導入 の徹底</p> <p>④ 重症患者対応医療機関への再受入要請、 医療入院コントロールセンターへのDMAT派 遣要請など医療体制の強化</p> <p>⑤ 保健環境研究所への人的派遣や保健所等 へのリエゾン、保健師等の派遣による体制 強化 等</p>	<p>① 感染拡大防止に必要と考えられる施設等の 利用自粛、施設等の休止</p> <p>② 府県間移動の自粛</p> <p>③ イベントの自粛</p> <p>④ 医療関係団体等に対する重症患者対応医 療機関への人材支援 等</p>